



○宮城県広域応援本部の概要

地震等による大規模災害が発生した場合において、広域応援を必要とする都道府県の要請に基づき、広域応援を迅速かつ円滑に遂行することを目的に設置するもの。

○宮城県広域応援本部の設置

「宮城県災害時広域応援本部要綱」に基づき、令和8年7月29日（水）に設置。

（参 考）

宮城県災害時広域応援本部要綱（抄）

（設置及び廃止）

第2条 広域応援本部は、次のいずれかに該当するときは、被災都道府県に対する広域応援を検討及び実施するため設置する。

- （1）8道県協定に基づく広域応援の要請があったとき
 - （2）全国知事会協定に基づくブロック間応援の要請があったとき
 - （3）8道県以外の都府県において震度6以上の地震が観測された場合又はそれに該当する程度の災害が発生した場合において、知事が必要と認めるとき
- 2 広域応援本部の廃止は、現地に派遣した職員からの報告及び被災都道府県の状況等を見極め、知事が決定する。